

報道関係者 各位

令和8年5月29日

【照会先】

徳島労働局労働基準部 健康安全課

課 長 岡田 英樹

労働衛生専門官 富永 直基

(電話) 088-652-9164

## 令和8年の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について

～ 昨年の職場における熱中症の死傷者は平成20年以降最多、時間帯では午前中の発症が45% ～

徳島労働局（局長 <sup>かめいたかし</sup> 亀井 崇）では、職場における熱中症防止対策を推進するため、労働災害防止団体等と連携して、本年も5月1日から「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。（資料1～3参照）

令和7年6月の改正労働安全衛生規則の施行により、事業者には、熱中症のおそれのある労働者を早期に発見し、作業からの離脱や身体冷却、症状に応じて医療機関への搬送につなげることで、死亡災害などの重篤化を防止する対策（「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」など）が義務づけられました。

しかしながら、令和7年の県内の職場における熱中症の状況は、死亡者は1人、不労災害を含む死傷者は104人と、現在の方法で集計を開始した平成20年以降最多となりました。

厚生労働省では、職場における熱中症による死傷者数が増加傾向にあることから、本年3月18日に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を公表し、防止対策を進めているところです。（資料1・3参照）

徳島労働局では、ガイドラインを含めて、引き続き、職場における熱中症防止対策についてホームページやリーフレット等で周知を図るほか、労働災害防止団体など関係団体等と連携しながら、事業者等に対して啓発・指導を行います。

県内の職場における熱中症の発生状況を月別にみると、例年、約7割が7月、8月に集中している（昨年は69人）ところ、昨年は6月にも20人となっていることから、全国安全週間準備期間である6月に併せて、下記1の「事業場に取り組を呼びかける主な事項」について周知啓発、指導を行い、防止対策を推進することとしています。

## 1 事業場に取り組を呼びかける主な事項

徳島労働局では、管内の事業場等に対して、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンリーフレット」（資料2参照）を活用して、以下の事項を重点に実施するよう呼びかけを行い、今夏における熱中症による死傷災害の減少を目指します。

### **（1）暑さ指数（WBGT）※<sup>1</sup>の把握とその値に応じた熱中症防止対策の実施**

〔※<sup>1</sup>…「暑さ指数（WBGT）」とは、気温に加え、湿度、輻射熱等を考慮した指数〕

- ①暑さ指数に応じた作業計画の策定（休憩時間の確保など）
- ②涼しい休憩場所の確保
- ③身体冷却（透湿性・通気性等）の機能を有する服装の着用

### **（2）定期的な水分・塩分の摂取**

### **（3）健康状態の把握に基づく適切な対応**

- ①日常及び作業中の健康状態の確認
- ②疾患（糖尿病・高血圧症など）を有する労働者への配慮
- ③暑熱順化（熱に慣らす期間）への対応

### **（4）管理者及び労働者への労働衛生教育の実施**

### **（5）改正労働安全衛生規則に係る取組**

- ①体制整備  
「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知
- ②手順作成及び関係者への周知  
熱中症の恐れがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
  - ・事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
  - ・作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

## 2 徳島県内の職場における熱中症発生状況（令和3～7年）

〔労災給付統計(不休災害含む)による〕

表1 月別発生状況

(人)

発 生 年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年 間 発 生 数		31	51	34	95	104
発 生 月	5月以前	1	2	1	1	2
	6月	3	10	1	12	20
	7月	12	25	17 <sup>※2</sup>	41	36 <sup>※3</sup>
	8月	15	11	10	33	33
	9月	0	2	2	7	12
	10月以降	0	1	3	1	1
7、8月の合計数 (全期間に占める割合)		27 (87.1%)	36 (70.6%)	27 (79.4%)	74 (77.9%)	69 (66.3%)

〔※2…建設業で死亡1人、※3…運輸業で死亡1人〕

直近の5年間では、令和7年が104人と最も多く、例年、7月と8月の2か月間に集中しています。また、令和6年から6月の暑熱順化（体が暑さに徐々に慣れていくこと。）が進んでいない時期にも発生が多くなってきています。

表2 業種別発生状況

(人)

業種 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
製造業	8	7	4	14	27	60
建設業	14	13	17 <sup>※4</sup>	22	19	85
運輸業	1	4	2	12	12 <sup>※4</sup>	31
農業	2	0	0	2	0	4
林業	1	1	0	2	4	8
商業	2	6	2	4	11	25
清掃・と畜業	0	3	2	7	0	12
警備業	0	2	2	5	12	21
その他	3	15	5	27	19	69
合計	31	51	34	95	104	315

〔※4…うち死亡1人〕

業種別に過去5年間の発生状況を見ると、建設業（85人：27.0%）が最も多くを占めており、次いで製造業（60人：19.0%）、運輸業（31人：9.8%）の順となっています。

特に建設業においては、直射日光による高温環境下での屋外作業が多くなることから、日陰などの休憩場所を含めた作業計画により熱中症防止対策が求められます。

また、運輸業においては、作業現場が移動する上に一人での作業が多く、管理者が作業者の健康状況を確認することが難しいため、個人でも熱中症防止対策に必要な知識を身に付け、対処する必要があります。

さらに、業種を問わず屋内作業においても熱中症は発生していることから、屋内作業においても適切な温度・湿度管理などの作業環境の対策が求められます。

表3 発生時間帯別の発生状況 45% (人)

時間帯 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
9時台以前	5	5	8	8	13	39
10時台	1	4	5	10	15	35
11時台	6	6	3	9	19	43
12時台	5	3	3	12	7	30
13時台	3	3	1	6	10	23
14時台	4	6	4	19	14	47
15時台	2	8	5	16	11	42
16時台	3	7	1	8	7	26
17時台	2	3	3	5	4	17
18時台以降	0	6	1	2	4	13
合計	31	51	34	95	104	315

発生時間帯では14時台が最も多く、続いて11時台、15時台の順に発生していますが、これら以外の時間帯でも発生しています。

令和7年には、午前中の時間帯に多く発生しており、夏場においては午前中から既に30℃以上の真夏日となる場合もあるため、日中の気温が上昇し始める前の早い段階から特段の注意と防止対策が必要となります。就寝中も汗をかき体内の水分は失われることから、起床したら水分を摂るとともに、朝食もしっかり摂ることが肝要です。

職場において、万が一、体調不良者が現れた場合には、重症化を防止するため、自分たちだけで判断せず、早めに医療機関へ搬送することが重要です。

さらに、一日の作業終了後、自宅で熱中症を発症する事例があります。帰宅後においても水分補給等により熱中症を予防し、体調に異変を感じた場合は医療機関を受診することも重要です。

表4 年代別の発生状況

(人)

歳台 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
10代	2	1	2	2	7	14
20代	7	17	6	19	28	77
30代	4	11	4	16	13	48
40代	7	9	5	21	19	61
50代	5	10	10	19	15	59
60代以降	6	3	7	18	22	56
合計	31	51	34	95	104	315

年代別では、20代が最も多く、続いて40代、50代の順で多く発生していますが、大きな偏りは無く、20代から50代にかけてまんべんなく発生しています。

悪条件が重なれば年齢に関係なく発生することから、年齢や体力を過信せず、職場環境や作業形態に応じた熱中症予防対策が求められます。

さらに、糖尿病、高血圧症などの熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する労働者に対しては、医師等の意見を踏まえ特段の配慮が必要です。

### 3 徳島労働局が行う職場における熱中症予防対策の取組について

県内の事業者団体や労働災害防止関係団体などに対して、基本的な熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の取組期間中（5月から9月）において、「①熱中症の初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備を図ること」、「②暑熱順化が不足していると考えられる者をあらかじめ把握し、きめ細やかな対応をすること」、「③WBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じること」等を傘下会員事業場等へ周知いただくよう要請しています。（資料1参照）

また、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンリーフレット」、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（資料2・3参照）について徳島労働局ホームページ等で周知しています。

更に、管下の各労働基準監督署（徳島・鳴門・三好・阿南）では、6月に開催する全国安全週間説明会において熱中症防止対策を周知・啓発するとともに、各事業場や工事現場などへの定期的な調査時においても、熱中症防止対策を指導します。

#### 4 参考：職場における熱中症対策の強化について（改正労働安全衛生規則：令和7年6月1日施行の概要）

##### （1）改正の趣旨

職場における熱中症による死亡災害のうち、その原因の多くに「初期症状の放置、対応の遅れ」がみられるが、現行法令上、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための対応について定めがないため、必要な対応を事業者に義務付けることとしたもの。

##### （2）改正の概要

熱中症を生ずるおそれのある作業（WBGT28度以上、または気温31度以上の環境で、継続して1時間以上または1日4時間を超えて作業が見込まれるもの）を行うとき、

- ①『熱中症の自覚症状がある作業員』や『熱中症のおそれがある作業員を見つけた者』がその旨を報告するための体制の整備及び関係作業員に周知させること
- ②熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、『緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等』や『作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等』について実施手順を作成し関係者に周知させることが事業者により義務化されています。

#### 【添付資料】

- 資料1 令和8年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について
- 資料2 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）
- 資料3 職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要